



金 沢 市 公 報

第 3 0 9 8 号 の 2

令和5年(2023年)1月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の決定について (")	3
● 告 示		○道路の供用の開始について (")	4
○介護保険法の規定による事業者の指定について(3件) (介護保険課)	1	○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて (")	4
○介護保険法の規定による事業の廃止について(2件) (")	2	● 公 告	
○都市計画の決定について (都市計画課)	2	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	5
○都市計画の変更について (")	2	● 監 査 公 表	
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3	○監査公表(第1・2号) (監査事務局)	5
○市道の路線の変更について (")	3		

告 示

●金沢市告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

令和5年1月11日

金 沢 市 長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770107033	訪問介護めぐみ 八日市	金沢市八日市2 丁目230番地	株式会社恵	令和4年12月1日	訪問介護

●金沢市告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

令和5年1月11日

金 沢 市 長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770107025	金沢北安江ケア センターそよ風	金沢市北安江1 丁目10番6号	株式会社ユニマ ット リタイア メント・コミュ ニティ	令和4年12月1日	通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

●金沢市告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790101347	だんらんの家 金沢松村	金沢市松村5丁目273番地6	景永医療福祉株式会社	令和4年12月1日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1750180067	訪問介護事業所 みらい	金沢市鞍月東1丁目8番地2 武蔵商事ビル3階	医療法人社団映寿会	令和4年11月30日	訪問介護

●金沢市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191203	訪問看護ステーション アースケア	金沢市疋田1丁目26番地	株式会社アース	令和4年11月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画 地区計画	金沢市北陽台1丁目の一部	金沢市 都市整備局 都市計画課	北陽台1丁目地区 地区計画

●金沢市告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2

項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 下水道	金沢市普正寺町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	金沢市公共下水道 (臨海処理区)

●金沢市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3009	二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 39号	専 光 寺 町 ㍿ 86番 1先から	
		専 光 寺 町 ㍿ 86番 1先まで	
3009	二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 40号	専 光 寺 町 ㍿ 55番 1先から	
		専 光 寺 町 ㍿ 86番 10先まで	
3516	弓 取 16号 諸 江 町 下 丁 線 54号	諸 江 町 下 丁 270番 1先から	
		諸 江 町 下 丁 270番 5先まで	
4603	犀 川 3号 末 町 南 線 34号	末 町 ㍿字 183番 1先から	
		末 町 参字 86番 2先まで	
5047	森 本 47号 観 法 寺 町 線 11号	観 法 寺 町 ㍿ 91番 4先から	
		観 法 寺 町 ㍿ 91番 11先まで	

●金沢市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
546	旧	準 幹 線 546号 清 川 町 線	野 町 1 丁 目 3番 1先から	
	法 島 町 43番 1先まで			
	新		野 町 1 丁 目 3番 1先から	
	法 島 町 62番 1先まで			

●金沢市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	準幹線546号清川町線	4.4 ~ 16.4	1,706
一般市道	二塚9号専光寺町西線39号	6.0	20
一般市道	二塚9号専光寺町西線40号	6.0	280
一般市道	弓取16号諸江町下丁線54号	6.0	33
一般市道	犀川3号末町南線34号	5.8 ~ 10.9	247
一般市道	森本47号観法寺町線11号	6.0 ~ 6.3	131

●金沢市告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

路 線 名	区 間	供用開始日
準 幹 線 546号 清 川 町 線	野 町 1 丁 目 法 島 町	3番 1先から 62番 1先まで 令和5年1月11日
二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 39号	専 光 寺 町 ㍿ 専 光 寺 町 ㍿	86番 1先から 86番 1先まで 令和5年1月11日
二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 40号	専 光 寺 町 ㍿ 専 光 寺 町 ㍿	55番 1先から 86番 10先まで 令和5年1月11日
弓 取 16号 諸 江 町 下 丁 線 54号	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	270番 1先から 270番 5先まで 令和5年1月11日
犀 川 3号 末 町 南 線 34号	末 町 ㍿字 末 町 参字	183番 1先から 86番 2先まで 令和5年1月11日
森 本 47号 観 法 寺 町 線 11号	観 法 寺 町 ろ 観 法 寺 町 ろ	91番 4先から 91番 11先まで 令和5年1月11日

●金沢市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

1 兼用工作物

準幹線546号清川町線の一部と二級河川犀川水系犀川の堤防とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

準幹線546号清川町線の一部 延長 117メートル

犀川 左岸 金沢市法島町46番地先から法島町62番1地先まで

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

- (2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。
- 4 兼用工作物の管理についての協議
道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。
- 5 道路の占用料
道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。
- 6 兼用工作物の管理に要する費用
兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。
- 7 その他
兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和5年1月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和5年1月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があつた年月日 令和4年11月15日
- (2) 措置を講じた局等 総務局資産税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年2月1日（平成20年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
1 収入に関する事務 (1) 市税賦課徴収事務 固定資産税土地課税台帳等の整備について、一部に実地調査等の遅れているものが見受けられるので、適正を期す必要がある。	区画整理地において実地調査等が遅れている土地があることから、適正を期すため、区画整理地に係る土地評価要領を改訂した。

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年1月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年12月20日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・瑞樹団地の販売政策について 意見（82ページ）</p> <p>瑞樹団地における販売促進費の費用対効果について再検討し、販売政策を見直す必要がある。</p>	<p>令和2年度より、販売事務所を閉鎖するなど販売促進に係る業務委託費の削減を図るとともに、オンライン展示会の実施やポスティングチラシ配布重点地区の設定など販売政策の見直しを行った。</p> <p>結果、平成29年度から令和3年度の5か年における、分譲収入に対する販売促進費の平均割合は約25%であり、平成24年度から平成28年度の5か年における平均約40%に比べ、大幅に縮小した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年12月20日
- (2) 措置を講じた局等 農林水産局森林再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日（平成31年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・森づくり施策について 意見（22ページ）</p> <p>「森林資源の活用拡大」という基本方針に基づく事業については、施策は機能しているものの、成果指標の実績値が目標値を大幅に下回っている。その原因を検証して、施策を変更するのか目標値を変更するのかを検討する必要がある。</p>	<p>意見のあった公共施設での木質ペレット使用量については、現在、市内民間業者による製造が終了しており、当初に見込んでいたほど製造をすることができず、目標値の見直しを行った。</p>
<p>・里山再生推進事業費について 意見（168ページ）</p> <p>事業目的からは、モデル地区に限定し実施する内容と、モデル地区以外でも並行して実施できる内容があることに留意し、事業の計画を行う必要がある。</p>	<p>里山再生推進事業については、モデル地区における事業を当初の予定どおり平成30年度で終了した。また、モデル地区以外での事業実施についても実施団体の募集を進めた結果、応募がなく、事業を見直すこととした。このため、次年度から、中山間地の活性化や里山の荒廃</p>

を防止するための事業としてすべての地区を対象とした「里山管理活動支援事業」を新規に実施し、里山の保全・活用に取り組んでいる。

令和5年(2023年)1月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄